

法人市民税税率表（中間市）

1. 法人税割……11.9%

注) 法人税割額＝課税標準となる法人税割×11.9%

2以上の市町村に事務所や事業所を有する法人の場合は、法人税額を従業員数
 であん分した額が課税標準となります。

2. 均等割

区 分		従 業 員 数	
		50人超	50人以下
資 本 金 の 金 額	50億円超	300万円	41万円
	10億円超 50億円以下	175万円	41万円
	1億円超 10億円以下	40万円	16万円
	1千万円超 1億円以下	15万円	13万円
	1千万円以下	12万円	5万円
上記以外の法人等		5万円	

注) 資本等の金額とは、資本の金額又は出資金額と資本積立金額との合計額です。

保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額によります。

事業年度の中で事務所や事業所を開設又は廃止したときは、均等割額は月割り
 となります。その場合、上記の均等割額に中間市内に事務所や事業所を有してい
 た月数を乗じ、12で除して算出します。ただし、月数は暦に従って計算し、1
 月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てます。